

第九管区海上保安本部公示第45号

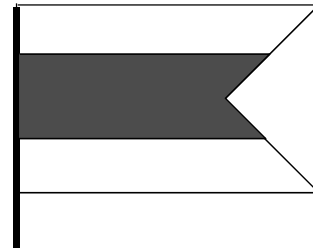
水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和4年8月5日

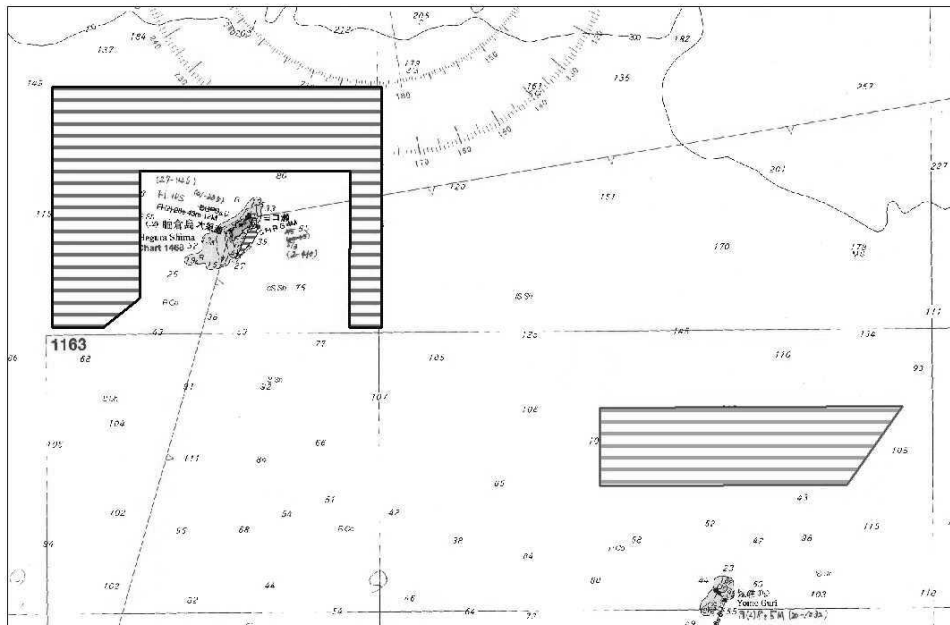
第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名称 第九管区海上保安本部
住所 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
調査区域 舢倉島周辺及び舢倉島漁港（付図参照）
調査期間 令和4年9月1日から9月15日までの15日間
- 3 水路測量の実施方法
海上保安庁測量船「明洋」及び搭載艇を使用して、GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。
- 4 航行船舶に対する安全措置
測量船は、水路業務法第17条に基づき、水路測量業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める「白紅白」旗の標識を掲げる。



調査区域図



舳倉島漁港調査区域拡大図

